2-5-4. 地域の海岸保全

前項において、丹後沿岸広域の「防護」・「環境」・「利用」について、保全の方向性をまとめたが、2-4-2で分析したとおり、地形や利用度等により様々な現況や課題があり、地域ごとに目指す保全の方向性は異なる。このため、目指すべき海岸保全の方向性をグループ分けしたうえで、既に分析した地域の特性から、各地域の保全方針を明確化することとする。

(1)保全方向性のグループ分け

目指す海岸保全の方向性を「防護」・「環境」・「利用」の各観点から分類する。それぞれの 項目について「海岸のどの範囲で考える必要があるか」は次のとおりと考えられる。

「防護」…必要な箇所のみで行うもの

「環境」…場所を問わず考慮する必要があるもの

「利用」…場所を問わず考慮する必要があるもの

これより、海岸において地域を問わず考慮する必要がある「環境」・「利用」の内容や程度により、グループ分けを行い、既にまとめた海岸の現況や課題などから、その地域が属するグループを設定することにより、海岸全体に渡って海岸保全の方向性を地域ごとに明確化する。

<グループ分け>

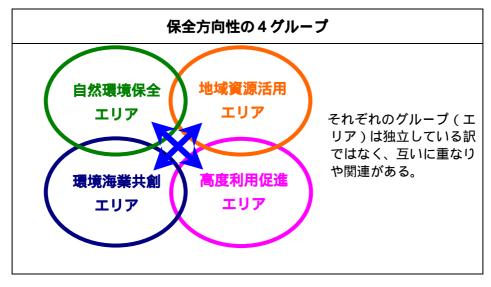
まず「環境」・「利用」に特化したグループとして次の2つを考える。

自然環境保全エリア…恵まれた自然を積極的に活かし、ありのままの海岸を保全する。 高度利用促進エリア…自然にも配慮しつつ、港湾施設の充実等更なる利活用を目指す。 次に「環境」・「利用」の中間に位置する地域として次の2つを考える。

地域資源活用エリア…歴史・風景等地域の資源を活用し、誰もが親しめる海岸を目指す。 環境海業共創エリア…要所で「海業」の活性化を図りながら、自然の海岸を保全する。

以上4エリアをもって、各地域における海岸保全の方向性を定める。

なお、「防護」については、全海岸について必要性を検討するが、上記いずれのエリアにおいても必要な箇所で、必要な「防護」を進めることとする(第3章)。



(2)各エリアの考え方

自然環境保全エリア

恵まれた自然を積極的に活かし、ありのままの海岸を保全することを基本とする。海岸は原則改変しない。積極的に何もしないことにより、素(す)の海岸の魅力をいつまでも保全する。 本エリアにおける海岸利用は、地域生活に密着した小規模漁労などのほか、自然観察、エコツーリズム、アウトドア系利用などが考えられる。

環境海業共創エリア

上記エリアより規模の大きい漁労、養殖、観光も含めた「海業」との調和を図りながら、海岸を最小限の改変に止め、自然環境を保全する。海面を含む海業利用に配慮し、必要箇所を集中的に 改変する形となり、改変はスポット的である。

本エリアにおける海岸利用は、近年活発な観光漁業をも含めた漁業系利用を主なものと考える。

地域資源活用エリア

地域の歴史や資源を活用し、誰もが親しめる海岸を目指し、エリア全体の利用度向上を図る。広い範囲の利用を考えるため、改変は小規模に止めるが面的なものとなる。生活利用を考慮しながら、海水浴・風景見物・鳴き砂・温泉など資源を活かした利用促進を図る。

高度利用促進エリア

従来から行政、産業機能が集中しており、更なる高度な利活用の推進を図る。法的には「海岸」でないところも多いが、残せる自然は残し、場合によっては、代替措置も検討する。現状では、海運・防衛・海上保安・倉庫・貯木・大規模漁業基地などに使われている。

(3)各エリアの位置

(各エリアの詳細は次ページ以降参照)

